

1 自主回収の報告が義務づけられました。

条例第18条では、自主回収の報告が義務づけられています。

これは、食品関連事業者が食品の自主回収に着手及び終了した際、報告していただく制度です。

この制度は、食品等による健康への悪影響を未然に防止するとともに、食品等の適切で迅速な回収を促進することが目的です。

どんな場合に報告が必要なの？

自社が製造、販売等した食品等の自主回収に着手した場合であって、その食品等が人の健康への悪影響の発生を防止する観点から、次のいずれかに該当する場合です。
ただし、県内に流通している食品等(業務用は除く。)が対象です。
また、自主回収終了時にも報告が必要です。

人の健康への悪影響の発生を防止する観点から報告が必要と認められる場合

1 食品衛生法に違反する場合

(原則、表示違反は除く。ただし、次の場合は報告が必要。)

- 食品等の規格基準に違反した場合
例:牛乳を検査したところ、大腸菌群が陽性になった。
- 原材料表示からアレルギー原因物質の表示が欠落した場合
例:卵を使用したにもかかわらず、表示し忘れた。
- 保存基準が定められている食品の保存方法の表示基準に違反した場合
例:冷凍食品に「-18℃以下で保存」と表示すべきところを「10℃以下で保存」と表示した。
- 賞味期限又は消費期限を本来の設定より長く表示した場合
例:賞味期限が1ヶ月後である商品に、間違っって3ヶ月後の日付を印字した。

2 食品等による健康被害が現に生じている場合であって、同様の被害の原因となるおそれがある場合

例:有症苦情の原因と疑われるおにぎりと同じご飯を使用した弁当

3 行政処分の対象となった食品等と類似のものであって、同様の違反のおそれがある場合

例:回収命令を受けたかまぼこと同じ原材料を使用したちくわ

誰が報告するの？

県内に食品等(業務用は除く。)を流通させている食品関連事業者が対象です。
多数の事業者が関わっている場合は、基本的に自主回収を決定した事業者が報告してください。

自主回収を決定した事業者からの報告が不可能な場合には、食品等の流通段階の川上に位置する方から報告してください。

どこに報告するの？

事業所を管轄する保健所に報告してください。

ただし、事業所が県外にある場合は、県庁生活衛生課に報告してください。

報告様式は決まっているの？

自主回収着手報告書、自主回収終了報告書の様式が決まっています。

お近くの保健所に相談するか、または、県庁生活衛生課のホームページからダウンロードしてください。

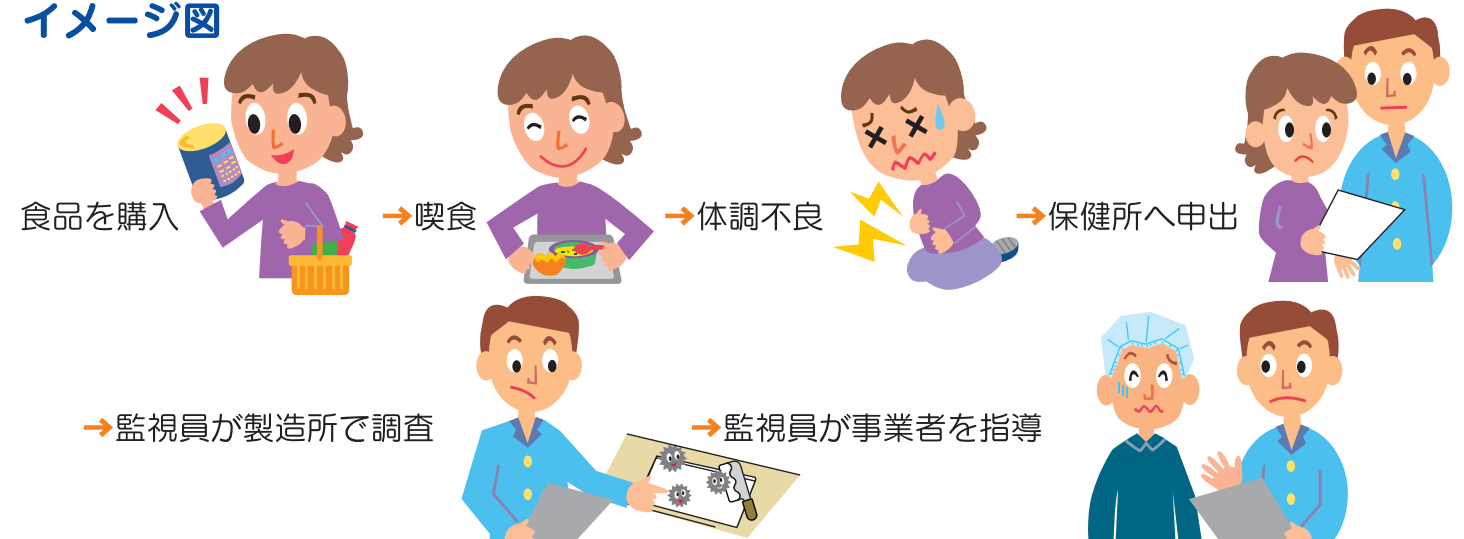
<http://www.pref.okayama.jp/hoken/seiei/jourei.htm>

2 健康危害の申出に対する調査が規定されました。

条例第19条では、県民からの健康危害情報を受けた場合、調査を行い、適切な措置を講ずることが規定されています。

したがって、事業者の方には保健所等の調査に協力をいただく場合があります。

イメージ図



次のような事例が、この規定の対象となります。

- 菓子に金属片が混入しているという県民からの申出により、製造所を調査した結果、製造器具の一部が破損し、混入していることが分かり、指導を行った。
- そばアレルギーの県民から、「そばのアレルギー表示がない「そばまんじゅう」を食べても大丈夫か？」と問い合わせがあったため、調査したところ、「そば」の表示が欠落していることがわかった。